

## 《 田辺市老人医療受給資格認定にかかる要件 》

この制度は、67歳から69歳の方のうち、**次の(1)~(7)全ての要件にあてはまる方が**申請すると受給資格をお持ちいただける制度です。下記の要件を確認願います。

- (1) 本人が、後期高齢者医療制度に加入していないこと。
- (2) 本人が、生活保護法による被保護者でないこと。
- (3) 本人を含め、全ての世帯員が市民税非課税であること。
- (4) 本人を含め、**世帯員全員の前年一年間の収入の合計金額**が次の基準以下であること。(世帯人数によって変わりますのでご注意ください)

世帯員が1人(本人のみ)の場合・・・本人の収入：100万円以下  
世帯員が2人の場合・・・2人の収入をあわせて：140万円以下  
世帯員が3人の場合・・・3人の収入をあわせて：180万円以下  
(1人増えるごとに40万円を加算した額が限度額となります)

- ※1 上記の収入には、市民税のかからない「遺族年金」「遺族恩給」「障害年金」「老齢福祉年金」「雇用保険」「福祉給付金」など、あらゆる収入を含みます。
- ※2 事業収入(営業収入・農業収入・漁業収入など)にあつては、原材料費、仕入代のみを控除した後の額を収入となります。(確定申告の収支内訳表で確認できます)
- ※3 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金等、生活の維持のために活用することを求めない公的給付は収入には含みません。

- (5) **本人と世帯員の金融資産(預貯金、国債・株式等の有価証券)が、次の①②を満たすこと。**

- ① 本人の金融資産の合計額が350万円以下
- ② 本人が属する世帯の世帯員全員の金融資産の合計額が350万円×世帯員数以下であること。

- (6) **本人を含む全ての世帯員が、動産(地金)や不動産など活用できる資産を所有していないこと。(現在、住んでいる土地・家屋は除く)**
- (7) **本人が、他の世帯の者から下記①②のような扶養を受けていないこと。**

- ① 本人が、他の世帯に属する者の所得税又は市民税の扶養控除において、扶養親族となっていないこと。
- ② 本人が、他の世帯に属する者が被保険者となっている健康保険などの医療保険において被扶養者となっていないこと。